

大河原町部活動地域展開通信 No.19

～地域と学校の協働による部活動の推進をめざして～

令和8年6月15日発行

大河原町教育委員会

生涯学習課 TEL53-2758

教育総務課 TEL53-2742

スポーツ安全保険に加入しています

雨空に紫陽花の色が映える季節となりました。梅雨という何日もシトシトと雨が降り続くようなイメージがありますが、近年は蒸し暑い日も多く、梅雨時でも熱中症に注意が必要です。「梅雨型熱中症」は、気温がまだ低い梅雨入り直後であっても、湿度の高さにより汗が蒸発しにくくなり、体温調整がうまくできないことで起こるそうです。気温がそれほど高なくてもジメジメとした日は、こまめに水分補給を行うなど、熱中症予防に努めながら活動に取り組んでほしいです。



さて、今年度の休日地域クラブ活動への参加を申し込んだ生徒の保険加入の手続きが完了しました。休日の地域クラブ活動は、学校管理下で行われる部活動とは異なり学校管理下外のため、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外となります。そこで、大河原町では、休日地域クラブ活動に参加している生徒や外部指導者に対し、社会教育活動中の傷害事故等を補償する「スポーツ安全保険」に加入しており、その費用は町が負担しています。保険の概要は次のとおりですので、ぜひ、目を通してください。

「スポーツ安全保険」とは・・・

- 公益財団法人スポーツ安全協会が提供する保険。スポーツや文化活動、ボランティア活動、地域活動などの団体活動における事故を補償する制度。
- 団体での活動中及び往復中※に生じた事故の補償【傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険】



※ 往復は自宅から活動場所までの通常の経路で行われるものに限る。

例) 活動中の怪我（熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も含む）や往復中の交通事故。

例) 活動中に施設・設備を過って破損（体育館の窓ガラスを割ってしまった 等）

例) 第三者への損害（活動中の打球が走行中の車に損害を与え賠償責任を負う場合、活動への往復中に自転車ですり通って歩行者とぶつかり怪我をさせた場合 等）

詳細については「令和8年度スポーツ安全保険のあらまし」をご覧ください⇒⇒⇒



【重要！】保護者及び外部指導者の皆様へ

休日地域クラブで活動する場合、クラブ活動への参加登録が必要です。登録をしないと、スポーツ安全保険が適用されませんので御注意ください。特に、年度途中からの参加生徒がいる場合、登録済みかどうかの確認をお願いします。未登録者がいる場合は、至急、事務局〔生涯学習課 ☎53-2758〕まで連絡をお願いします。

また、スポーツ安全保険が適用される事故が発生した場合、速やかに事務局への報告をお願いします。

